4　「1　発行会社」欄中「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(6)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

5～10　［略］

［略］

別紙様式第十一

［略］

［略］	［略］
3　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等	［略］
［略］	［略］

（記入要領）

1～7　［略］

8　「3　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、報告者が発行会社の株式を所有しているときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することになる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、報告者が発行会社の株式への一任運用をしているときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

9　［略］

10　［略］

(1)　［略］

(2)　「2　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄の「数量」には第３条第３項第９号に掲げる行為により取得した株式のうち、当該行為を行つた日の翌日において所有している株式の数量を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行つた日の翌日における出資比率を記入すること。

(3)　当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が対内直接投資等に関する政令第３条第２項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「7　その他の事項」欄に、その理由（同項第１号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種）及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種）を記入すること。

11　［略］

［略］

4　「1　発行会社」欄中「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(6)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

5～10　［略］

［略］

別紙様式第十一

［略］

［略］	［略］
3　報告時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等	［略］
［略］	［略］

（記入要領）

1～7　［略］

8　「3　報告時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、報告者が発行会社の株式を所有しているときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を対内直接投資に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することになる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、報告者が発行会社の株式への一任運用をしているときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

9　［略］

10　［略］

(1)　［略］

(2)　「2　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄の「数量」には第３条第２項第９号に掲げる行為により取得した株式のうち、当該行為を行つた日の翌日において所有している株式の数量を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行つた日の翌日における出資比率を記入すること。

(3)　当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が対内直接投資等に関する政令第３条第２項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「7　その他の事項」欄に、その理由（同項第１号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種）及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種）を記入すること。

11　［略］

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。